

三重県海岸漂着物対策推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 三重県における海岸漂着物対策を円滑に推進することを目的に、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」(平成21年法律第82号。以下「海岸漂着物処理推進法」という。)第15条第1項の規定により、「三重県海岸漂着物対策推進協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 海岸漂着物処理推進法第15条第2項の規定による地域計画の作成又は変更にかかる協議に関すること。
- (2) 海岸漂着物対策の推進に係る連絡調整に関すること。
- (3) その他海岸漂着物対策の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、別表第1に掲げる学識経験者、民間団体、関係行政機関の同表に掲げる職にある者をもって構成する。

- 2 協議会に座長を置き、協議会構成員の互選によってこれを選出する。
- 3 座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときは、座長の指名する構成員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会は座長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 協議会は座長が必要であると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、三重県環境生活部環境共生局において処理する。

附 則

この要綱は、平成22年10月13日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年2月20日から施行する。

この要綱は、令和5年4月3日から施行する。

別表第1

三重県海岸漂着物対策推進協議会 委員名簿

区 分		構 成 員	備 考
学識経験者		千葉 賢	四日市大学 教授
民間団体		きれいな伊勢志摩づくり連絡会議 会長	
		新雲出川物語推進委員会 委員長	
		三重県漁業協同組合連合会 指導部 副考査役	
		三重県産業廃棄物対策推進協議会 代表	
		三重県森林組合連合会 理事参事	
		四日市地域環境対策協議会 代表	
行政機関	国	環境省 中部地方環境事務所 資源循環課長	
		国土交通省 海上保安庁 第四管区海上保安本部 警備救難部 環境防災課長	
		国土交通省 中部地方整備局 港湾空港部 海洋環境・技術課長	
		国土交通省 中部地方整備局 三重河川国道事務所 副所長	
	県	環境生活部 環境共生局 大気・水環境課長	
		環境生活部 環境共生局 資源循環推進課長	
		県土整備部 河川課長	
		県土整備部 港湾・海岸課長	海岸管理者
		農林水産部 農業基盤整備課長	海岸管理者
		農林水産部 水産基盤整備課長	海岸管理者
	市・町	農林水産部 森林・林業経営課長	
		三重県清掃協議会 会長市町担当課長	
		三重県清掃協議会 副会長市町担当課長	
	その他	鳥羽市 環境課長	
		四日市港管理組合 経営企画部 港営課長	

(敬称略)